

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第25号

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、次のとおりとします。

令和7年10月12日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉 形 政 宏

1 川崎市川崎区役所内 川崎市川崎区選挙管理委員会事務室

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区東田町8番地
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

2 川崎市川崎区役所大師支所仮庁舎

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区台町26番7号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。

3 川崎市川崎区役所田島支所仮庁舎

- (1) 所 在 地 川崎市川崎区田島町20番23号
- (2) 事務取扱期間 令和7年10月13日から令和7年10月25日まで
- (3) 事務取扱時間 午前8時30分から午後8時まで

ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第56条の事務は取り扱わない。